

平成29年9月定例会

議案説明資料

会計管理者

# 平成29年9月定例会議案説明資料目次

会計管理者

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年7月10日専決)	庶務集中局 集中業務課	1

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成29年7月10日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成29年7月10日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  鳥取市東品治町121番地9  株式会社一条リフォーム 代表取締役 尾崎 充</p> <p>(2) 和解の要旨  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金720,360円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要  ア 事故発生日  平成29年2月10日 午後2時50分頃</p> <p>イ 事故発生場所  鳥取市栗谷町地内</p> <p>ウ 事故の状況  鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課所属の職員が、会計書類配送用務のため軽貨物自動車を運転中、路面の積雪によりスリップして、和解の相手方が設置する電動式ゲートに接触し、同電動式ゲートを破損させたものである。</p> <p>&lt;参考&gt;  ・損害賠償額 720,360円  うち、保険支払額690,360円、県費支出額30,000円  (免責額3万円)  ・県側車両損害額 26,784円</p>

